

甲府市いじめ防止基本方針

平成26年3月
(令和7年10月改訂)

甲府市・甲府市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1. いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2. いじめの定義	2
3. いじめに関する基本的認識	3
4. いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携	4
(5) 関係機関との連携	4
(6) 保護者の役割について	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1. いじめの防止等のために市が実施すべき施策	5
(1) 甲府市いじめ防止連携会議の設置	5
(2) いじめ対策支援チームの設置	5
(3) 甲府市いじめ問題対策委員会の設置	5
(4) 基本的施策	5
2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	7
(1) 学校いじめ基本方針の策定	7
(2) 学校に設置する組織等	8
(3) いじめの未然防止のための方策	8
(4) いじめを早期発見するための方策	9
(5) いじめに対処するための方策	11
3. 重大事態への対処の方策	11
(1) 学校の設置者（市教育委員会）又は学校による調査	11
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	14
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	15
(資料1) 甲府市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表ガイドライン	16
(資料2) 重大事態発生時の調査フローチャート	19

はじめに

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の人間性をはぐくみ、よりよい人間関係を築こうとする態度を育成できるよう積極的に取り組んでいかなければなりません。

そこで、甲府市はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、児童生徒の尊厳を保持することを目的とし、いじめの問題の克服に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するために「甲府市いじめ防止基本方針」を策定しました。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。いじめの防止等のための対策は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しなければならない。この視点に立ったとき、いじめの防止等の対策は、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の思い遣る心の育成を図り、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3. いじめに関する基本的認識

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものとして、その未然防止・早期発見・早期対応に努め、また、いじめ解消後についても再発防止に向けて継続的に支援する。
- 「いじめは、いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。いじめの背景を的確に考察しながら指導に当たることは当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立って指導する姿勢を堅持する。
- いじめには、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。
- いじめ問題を迅速、的確に解決するためには、学級担任が一人で抱え込むようなことがあってはならない。いじめへの解決に向けては、そのほとんどの場面で、管理職や生徒指導担当、学年主任などの的確な判断と支援が必要不可欠である。よって、管理職のリーダーシップに基づいて、全教職員が協力・支援体制を組み、組織的な指導を行う。
- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者、家庭、地域と連携し、いじめの未然防止に努める。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

4. いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった組織的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であり、加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から大切である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要となる。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気づく力を高める必要がある。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの

確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や甲府市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守って行くことが不可欠である。

（３）いじめへの対処

いじめを認知した場合は、まず、教師がその場でいじめ行為を止めさせることを最優先し、被害者を守る、壁として立つという姿勢を強固に示すことが重要である。その後、加害、被害児童生徒の話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図ることを基本的な確認事項とする。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しなければならない。

（４）地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応しなければならない。

（５）関係機関との連携

いじめ問題の対応においては、学校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や市教育委員会は関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

（６）保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童等がいじめを行わないように、規範意識を養うための指導を行うように努めなければならない。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から児童等が悩み等を相談できる雰囲気作りに努めることが大切である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1. いじめの防止等のために市が実施すべき施策

(1) 甲府市いじめ防止連携会議の設置

市教育委員会は、本市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、「甲府市いじめ防止連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置する。その構成員は、学校、市教育委員会、PTA、児童相談所、地方法務局、警察など実情に応じて決定する。

年間2回の定例会議を開く。市教育委員会が学校から報告を受け、学校と支援チームが連携して調査等を行った場合で、市教育委員会から求められた場合は専門的立場から当該いじめ事案の解決に活用されるよう、情報連携を図る。

(2) いじめ対策支援チームの設置

市教育委員会は、管下の小中高等学校におけるいじめ問題に、実効的に指導・助言できるよう、「いじめ対策支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）を設置する。

その構成員は、教育的な専門知識と経験を有する者とし、必要に応じて専門家の参加を要請する。

支援チームは、いじめ事案に対して指導・助言及び必要に応じて学校と連携して調査を行う。また、学校から報告を受け、指導・助言あるいは調査の必要があると認めるときは、当該いじめ事案に対して直接的に関わり、解決に向けて実効的な役割を担う。また、解決に至った時点でその経過を市教育委員会に報告する。重大事態にかかる調査を学校が行う場合、この組織が必要に応じて調査に加わる。

(3) 甲府市いじめ問題対策委員会の設置

市教育委員会は、連携会議との円滑な連携の下に、市基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、「甲府市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置することができる。

対策委員会は、法第28条第1項に規定するいじめ重大事態が発生した場合の学校の設置者の下に設ける調査組織を兼ねる。委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成するものとする。

(4) 基本的施策

①いじめの未然防止のための方策

ア 全市を挙げて甲府市学校教育指導重点の一つである「思い遣る心の育成」に努める。

イ 各校からのいじめの調査結果を集約し、必要に応じて適切な指導・支援を行う。

ウ 児童生徒及び保護者等に対し、いじめへの理解を促す啓発活動を行う。

エ 教職員に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために必要な研修を含め、いじめの理解を促す研修会を行う。

オ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保を行う。

カ いじめ防止等に関する相談体制を整備する。また、いじめ問題に対処するため、各関係機関、学校、家庭、地域社会との連携を円滑に行えるよう、必要な支援その他の体制を整備する。

キ 児童生徒が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を促す。

②いじめを早期に発見するための方策

ア 児童生徒、保護者及び地域住民からいじめに関する相談などを受けるための相談体制を整備する。

イ 各校が実施する児童生徒に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」を取りまとめる。

ウ いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知する。

③いじめに対処するための方策

ア いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見された事案の報告を受けた場合、支援チームを当該学校に派遣する。

イ いじめ事案のうち重大事態の報告を受けたときは、市教育委員会は必要に応じて支援チームを学校に派遣して調査や指導・助言を行う。あるいは市教育委員会の附属機関において調査を行う。

ウ いじめ事案に対し、必要があると認めるときは、出席停止など必要な措置を講じる。

④関係機関との連携

ア いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所などの関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。

イ 多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や学校評議員会、放課後子供教室など、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の整備に努める。

ウ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍しない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

⑤教員の資質向上

ア いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。

イ 当該教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等の対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

⑥相談支援体制の充実

ア 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーなどいじめの防止を含む教育相談に応じるものを派遣することができるよう制度の充実を図る。

イ 児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を寄せることができる体制を整備する。

ウ 部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。

⑦いじめの防止等のための対策の調査研究等の推進

以下のような、いじめ防止等のために必要な事項について調査研究及び検証を行い、その成果の普及を図る。

- ・いじめの実態把握
- ・いじめの防止及び早期発見のための方策
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援の在り方
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方

⑧スマートフォンや一人一台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）への対策

ア インターネット上のいじめは、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策について検討する。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対応が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。

イ インターネット上のいじめを防止し、効果的に対応することができるよう、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。また、保護者に対してPTA総会、授業参観、入学式などを利用し、学校が必要な啓発活動に努めるよう促す。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図る。

ウ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

⑨啓発活動

ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、児童生徒、保護者及び教職員に対し、必要な広報、その他の啓発活動を行う。

イ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

⑩その他の方策

いじめの問題を取り扱うに当たって、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

（１）学校いじめ基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定め、学校のホームページ等で公表する

ことに加え、児童生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に必ず説明する。

（２）学校に設置する組織等

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめに対しては学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

【組織の役割】

- 学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・整理・記録して共有する。
- いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開催する等、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。
- いじめ重大事態の調査を学校で行う場合には、調査組織の母体となる。

（３）いじめの未然防止のための方策

- ①児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりに努める。
- ②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。
- ③わかる授業、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④異年齢集団間、異校種間の連携を深める。
- ⑤全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。
- ⑥校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の始めの職員会議等で学校基本方針を確認する。
- ⑦職員会議、校内研究会などで、教職員の研修を継続的に実施する。
- ⑧行事、会議を精選し、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。
- ⑨学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。
- ⑩児童生徒が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。
- ⑪児童生徒に対して、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

⑫いじめに向かわない態度・能力の育成のため、人権やいじめの法律上の扱いを学ぶ。

⑬次に示す児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

ア 発達障害を含む障害のある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

ウ 国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒

エ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

オ 東日本大震災により被災した児童生徒

カ 原子力発電所事故により避難している児童生徒

（４）いじめを早期に発見するための方策

①普段から児童生徒への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

②いじめを早期発見するために、アンケート等定期的な調査その他必要な措置を講じる。

③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できるようにする。

④警察との連携を次のとおり行う。（令和５年２月７日付４文科初第 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を参照

ア 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。

イ いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第２３条第６項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

○暴行（刑法第 208 条）

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

○傷害（刑法第 204 条）

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ（刑法第 176 条）

- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝（刑法第 249 条）

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗（刑法第 235 条）

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ・財布から現金を盗む。

○器物破損等（刑法第 261 条）

- ・ 自転車を壊す。
- ・ 制服をカッターで切り裂く。

○強要（刑法第 223 条）

- ・ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫（刑法第 222 条）

- ・ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉棄損、侮辱（刑法第 230 条、231 条）

- ・ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第 202 条）

- ・ 同級生に対して「死ね」といって唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）

- ・ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ・ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。
- ・ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
- ・ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

○私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条）

- ・ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

ウ いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

エ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。

オ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

カ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。

キ 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

（５）いじめに対処するための方策

法第２３条第１項により、いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、同行の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り抜くことが求められる。いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。
- ②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、支援チームに対応協力を要請し、連携して解決を図る。
- ③インターネットなどを介して行われるいじめの解決に関して、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。
- ④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。
- ⑤加害児童生徒、被害児童生徒の保護者に対して十分な説明、指導を行う。
- ⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。
- ⑦いじめが解消しているかどうかを日常的に観察する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が少なくとも３か月は継続しているかを確認する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒及びその保護者に面談等により確認する。

いじめが解消に至っていないと判断される場合は、引き続き当該児童生徒の安心・安全を確保し、解消に至るまで支援や対応を継続させる。場合によっては支援や対策の見直しを図る。また、上記の「解消している」状態の要件は、あくまで目安であるので、いじめに重大性があつた場合や、いじめが再発する可能性が十分にあり得る場合には、教職員は引き続き当該児童生徒について日常的に注意深く観察する。

３．重大事態への対処の方策

（１）学校の設置者（市教育委員会）又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針（令和６年１１月改訂）山梨県教育委員会」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラ

イン（令和6年8月改訂）文部科学省」により適切に対応する。

①重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も市教育委員会又は学校の判断で重大事態と考え、対処する。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

- ・児童生徒や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態の調査は、当該事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

市教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。

学校が調査主体となる場合は、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、支援チームを派遣するなど人的配置も含めた適切な支援を行う。

エ 調査を行う組織

学校が主体となる場合は、校内いじめ対策委員会等の組織に、必要に応じて支援チームを加えて調査を行う。

市教育委員会が調査主体となる場合、対策委員会を招集し、これが調査にあたる。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

学校が主体となる場合、市教育委員会が主体となる場合、ともにすべての調査委員が第三者で構成された調査組織で調査を行う場合もある。（第三者委員会方式）

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係

を、可能な限り網羅的に確認し、因果関係について客観的事実に基づいて調査する。その際、性急に因果関係を特定したり、学校にとって不都合な事実であっても隠蔽したりすることなく、事実に向き合い、調査結果を重んじて再発防止に取り組まなければならない。

○被害児童生徒からの聞き取りが可能な場合の対応

- ・ いじめられた児童生徒の話を傾聴し、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者を含め、いじめ事案の十分な聞き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。また、この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止することが重要である。当該児童生徒の保護者に対しても聞き取った事実関係を十分に説明する。いじめられた児童生徒にはスクールカウンセラーなど継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

○被害児童生徒からの聞き取りが不可能な場合の対応

- ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、その後の調査について説明を行う。調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して行い、質問紙や面接など適切な方法で行う。

○いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

- ・ 市教育委員会は、支援チーム若しくは附属機関を当該校に派遣し、当該校の校長と連携しながら、亡くなった児童生徒の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分に配慮しながら、遺族に対して調査方法その他の調査について説明を行う。必要に応じて同意を得るなどして、児童生徒への聞き取り調査、質問紙調査を行うが、くれぐれも遺族の失意の思いに対して配慮を欠くことのないように心がける。また、調査により知り得た情報については、プライバシーへの配慮の上、できる限り偏りのない資料、情報を集め、その信頼性の吟味を含めて、事実関係を客観的かつ総合的に分析評価する。
- ・ 当該校においては、友人の死に直面し、児童生徒の心の動揺や学級内に落ち着かない様子が見受けられるなど、心理的な心配がある場合には、スクールカウンセラーを要請するなど必要な措置を取ることとする。また、子供の自殺には連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要となるので市教育委員会と綿密な連携を図りながら慎重に対処する。
- ・ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。
- ・ 調査を行う組織については、前項エの規定による。

カ その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に

留意する。

②調査結果の提供、報告及び公表

ア 調査結果を適切に提供する責任

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供にあたっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

市立学校に係る調査結果は、市長に報告する。上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を1カ月以内に受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

ウ 調査結果の公表

調査結果の公表については、（資料1）「甲府市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表ガイドライン」に則り対応する。

（2）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査の検討

ア 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について附属機関を設置し、再調査を行うことができる。

イ 当該いじめ事案の関係と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努力することが求められる。再調査についても、市教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査の結果を踏まえた措置等

ア 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 市長は、管下の小・中・高等学校について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、甲府市いじめ防止基本方針の策定後においても、国の動向や社会情勢を勘案して、当該いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認める時は、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

また、市教育委員会は管下の小・中・高等学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・援助を行う。

(資料1) 甲府市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表ガイドライン

甲府市教育委員会

1 はじめに

このガイドラインは、甲府市立学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に定める重大事態が発生し、同法第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として甲府市いじめ問題対策委員会で組織する調査委員会が調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」（以下「文科省ガイドライン」と言う。）を踏まえて、当該調査結果を公表するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 調査結果の公表

いじめの重大事態の調査結果の公表については、文科省ガイドラインに以下のように示されている。

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとするが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

本市においては、児童生徒の個人情報やプライバシーの観点から、個人情報保護法や甲府市情報公開条例の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除き適切に整理の上、原則公表するものとするが、例外的に公表すべきでないと判断する場合もありうる。その判断の指針は以下のとおりとする。

(1) 公表しない事案

- ①「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、その事実が認められなかったもの。
- ②いじめの背景が、当事者の認識のすれ違いなど、学校内の指導・支援で解決可能なもの。
- ③調査過程で明らかになったいじめの要因に、配慮を要すべき極めて重要な個人情報が含まれるもの。
- ④不登校につながっているいじめの事案について、不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。
- ⑤対象児童生徒側が公表を望まない場合。

3 調査結果の公表方法等

(1) 公表に対する意向確認

①対象児童生徒側への確認

対象児童生徒側に公表の方針について説明を行い、意向を確認する。対象児童生徒側が公表を望まない場合には、原則として公表をしない。

②いじめを行った児童生徒側への確認

いじめを行った児童生徒側に公表の方針について説明をするが、公表に際し同意を得ることはしない。ただし、公表する内容については、個人が特定されないように適切な配慮をする。

③意向確認のための期間

公表ガイドラインの説明から2週間以内に、対象児童生徒側の意向を確認する。ただし、その期間内に対象児童生徒側の公表に対する意向を確認できない場合は、公表はしない。

(2) 公表資料

公表資料は報告書の概要版を原則とする。

(3) 公表の方法

甲府市のホームページの掲載により公表とする。

(4) 公表の期間

公表期間は6カ月とする。ただし、公表すると判断した後に、いじめ被害が公表を望まなくなった場合、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合等は、公表を中止する場合がある。また、被害者側が当初は非公表を望んでいたが、その後公表を望むようになった場合であっても、いったん非公表にすると判断した後は、公表するか再検討は、原則として行わない。

<概要版の例>

年 月 日
甲府市教育委員会

調査報告書【概要版】

本報告書は、○年○月○日に提出のあった報告書を基に、「甲府市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表ガイドライン」に従って、甲府市いじめ問題対策委員会の確認のもと、公表のための概要版として作成したものである。

1 事案の概要について

※事案の概要を記載する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 事案の事実経過から認定しうる事実について

※当該事案の事実経過から認定しうる事実を記載する

4 学校等の対応について

※調査報告書の学校等の対応に係る報告内容の概要を記載する

5 今後の再発防止について

※調査報告書の再発防止に関する内容の概要を記載する

(資料 2)

重大事態発生時の調査フローチャート

